

いそねこペット防災セミナーレポート

2017年11月26日(日)に磯子区総合庁舎7階会議室で「いそねこペット防災セミナー」を開催しました。

初めに磯子区福祉保健センター生活衛生課係長の本橋昌也氏に「磯子区内の避難場所と避難生活について」と題し、磯子区の地域防災の実情について。次にちょっとパソコンのトラブルがあって前後しましたが、九州福祉保健大学の加藤謙介先生に「人とペットの減災のために・熊本地震益城町の避難所・仮設団地の事例より」と題し、2016年に起きた熊本地震でペットと共に避難所に避難した人たちが、何が問題になり、どのように課題を克服してきたかについて。最後にNPO法人アニイスの平井潤子先生に、「猫の災害対策～猫の避難を考える～」と題し、多くの大規模災害で猫に関する被災・避難の事例を紹介していただきながら、猫と避難する上での問題点と対策について、お話いただきました。

猫の避難は犬に比べて難しい。猫は隠れてしまい、呼んでも反応しないことが多い。

動物は人よりも低い位置にいて狭い場所に隠れるので、家の中に動物が逃げ込めるシェルターを作っておくと、飼主が留守中でも安心。(押入れの下段を利用、普段からキャリーバッグを寝床にしてならず等)「安全な隠れ場所」＝「キャリーバッグの中」⇒ **すみやかな避難**

キャリーバッグの有る・無しが、猫の避難率の高さ・低さに非常に大きく関わる。(過去の統計データ有) ※もぐりこんだら連れ出せないような場所はあらかじめ進入防止対策を。

一番大事なことは「火事を出さない注意」

「同行避難」は災害直後の緊急避難行動を指す言葉。災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。人が避難所へ避難する時は、原則ペットも一緒に避難所へ。ただし、あくまでも避難所は「人が優先」になるので、同行避難が「飼い主との同居(同伴)」を意味するものではない。※補助犬は同伴可。

地域防災拠点でのペットの受け入れ場所としては、校庭の一角や校舎の渡り廊下、地域防災拠点の近隣の公園などを想定。ただし飼育場所を決めるのは地域防災拠点運営委員会で、いくらペット同行避難のマニュアルが出来ていたとしても、運営委員が同行避難について認知していない場合、避難所に入るのを拒否されるケースも多い。

平時より地域防災拠点でのペットの受け入れ体制について、地域住民が話し合っておくことが大事。

災害時に避難所にペットは必ず来る。なぜなら飼い主にとってペットは「家族」だから。そのために地域でどう備えるのか準備をするべき。

過去の大規模災害の時、ペット同行避難が可能なケースでも外出自由猫が多く、避難時に自宅に猫がいなくて一緒に避難出来ないケースが多かった。また運良く同行避難できた猫も、外で感染症にかかっていた場合、避難所やシェルターでのストレスのかかる生活が体調を崩す原因になった。

猫の健康状態は、やむをえず新しい飼い主を探す時など、次のステップにスムーズに進めるかに大きく関わってきてしまう。

また災害時は本来保護する対象ではないノラ猫が「被災動物」として保護の対象になってしまう。被災地に残された猫を飢えさせてはいけなく、行政やボランティアが給餌をすることで、不妊去勢していない猫が大繁殖し、捕獲して手術しなくてはならなくなった。

①完全室内飼いをしていれば同行避難が出来る。感染症にかかるリスクが減る。

②同行避難が出来ていれば、給餌に行く労力を使わなくて済む。

(福島などのケースは給餌に行くことによる被爆のリスクも負わなくて済んだはず。)

③不妊去勢手術が済んでいれば、被災地に残された猫の繁殖を防ぐことが出来る。

※外猫の世話をしている場合も、地域猫活動と同じように、TNR(不妊去勢手術をしてエサを与える)だけではなく、M(マネージメント＝管理)をつけ、きちんと個体識別して、猫が誰によって管理されているかを明示することが大事。

いつとき避難場所、広域避難場所 ⇒ 一時的に避難する場所
地域防災拠点(指定避難場所) ⇒ 避難生活を送る場所。最低限の食料・水の備蓄、安否情報の確認等。

地域防災拠点は磯子区には22ヶ所存在。地域防災拠点運営委員が運営。運営するのは地域住民！行政ではない。

※あらかじめ自分が行く地域防災拠点の確認を！

避難所でのペット飼育

地域防災拠点では、避難して来た飼い主同士が協力し合いながらペットの飼育管理を行う。ただし必ず運営委員が決めたルールに従う。

地域防災拠点の備蓄はあくまでも人用なので、ペットの物は飼い主が準備しておく。(最低1週間分)

トラブル回避のためにも、飼い主明示・基本的なしつけは必要。飼い主がどういう姿勢を示すかによって、避難所での受け入れの可否につながる。近隣との良い関係を築いておくことは、愛猫が逃げ出した際にも保護して連絡をもらえたり、避難所で受け入れてもらえる「共助」につながる。

いままではペットが嫌いな人・苦手な人・アレルギーがある人への配慮・対応を一生懸命考えていたが、実際にケガをしたり、逃がしたりの事故を起こすのは、動物が好きで近寄って行く人だった。

避難所に飼育スペースが設けられたら、原則として飼い主と担当者以外は許可なく立ち入るのは禁止、触わるのは禁止としなければ事故につながる。

大規模災害時にはペットを飼っている人でさえ、ペットのことを考えていられなくなる状況が起こる。そういう人が一杯いるのが避難所なので、周りへの配慮がとても重要である。

その反面、ペットがいるから頑張れるという人もいる。災害を乗り越えるのにペットはすごく大事な存在でもある。

ペットを守るためには「ペットに対する飼い主責任」と同時に「社会に対する飼い主責任」をぜひ、日頃から考えて下さい。

災害というのは、発生直後を生き延びれば良いというものではない。一番厳しい数年をペットと共に凌ごうと思った時、飼い主の自助は最低限必要だが、完璧な飼い主であれば災害時を凌げるというものではない。

熊本ではコミュニティが壊れ、「共助の備えが決定的に無い」ということを痛感。災害はペットを含む「家族」が「住居」と「居場所」を失う危機を何度ももたらす。必要なのは被災者とペット双方に安心して過ごせる「居場所」を提供できるような支援では？

「自助」：自助の基本はペットの「適正飼養」。平時からの「適切なペット飼育」が何よりも災害の備えに。

「公助」：災害時のペット対応についてはすでに様々な仕組み(法制度・計画)が出来ている。公助の仕組みの理解と平時からの連携が不可欠に。

「共助」：自助と公助をつなぐために、地域ごとに「共助」のルールを作る必要有り。

⇒これら全てが備えられることが、災害時の人とペットの「減災」に功を奏する。

いそご にゃんねっと に関するご意見・ご感想は事務局までお寄せ下さい。

発行日:2018年2月 発行者:磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会
連絡先:〒235-0005 横浜市磯子区東町10-24 アン動物病院内
磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会 事務局

TEL : 090-2454-7300(平日午後1時~5時)
FAX : 045-753-6606 e-mail : chiikineko@annvet.net
URL : http://www.geocities.jp/isogochiikineko/
FB : https://www.facebook.com/isogochiikineko (協議会)
FB : https://www.facebook.com/isogonekonokai (ねこの会)



編集後記

にゃんねっと冬号です。字ばかりでスミマセン。平井先生がセミナー後、「自分自身の防災力」を高める事が大事と言っていました。その上で、地域猫活動でいつも言っている「地域住民とのコミュニケーション」を大事にし、いざという時「共助」の機能が働くようにする事が、都会での一番の課題かもしれません。 y s